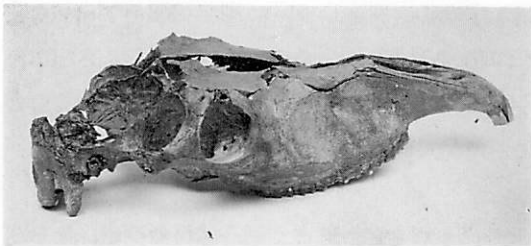


動物遺存体の調査(2)

埋蔵文化財センター

現生動物骨格標本の作成 前年度に引続いて、現生動物の骨格標本の製作を継続している。1985年度までに作成した動物標本は、哺乳類60個体、鳥類30個体、魚類165個体(種の重複を含む)などである。しかし、遺跡から出土する主要な動物種を揃えるにはまだ多大の努力を必要とする。なお、作成した現生標本のリストは、一応の目安がついた段階で、目録を作成し、公開する予定である。

遺跡出土の動物遺存体の調査 各地から依頼を受け、遺跡出土の動物遺存体の分析を行った。その中でも特筆されるのは、大阪文化財センターの依頼による、近畿自動車道吹田天理線建設に伴う大阪市平野区城山遺跡出土のウマの骨である。このウマは、奈良時代の溝中より出土し、頭骨(下顎骨を含まない)、大腿骨、肋骨、椎骨などが、散乱状態で出土した。出土状態や、骨の成長度などの所見から、すべて同じ個体であると思われる。頭骨及び、大腿骨には、鋭い刃物による傷が付けられ、死後、解体されたことを物語る。特に脳頭蓋の上半部には丁寧に打割り、擦り切って脳髓を摘出した痕跡がある(下図)。このウマが、病死したものか、故意に殺されたものかは明かではないが、何らかの目的をもって脳髓を摘出した事は明らかである。その利用目的として、^{かわなめ}皮鞣し剤としての利用を考えた。根拠としては、すでに小林行雄が(1962『古代の技術』)指摘しているように、延喜内蔵寮式には、造皮の功として「鹿皮一張。長四尺五寸。広三尺。除毛曝涼一人。除膚突浸積一人。削曝和脳搓乾一人半。」とあり、古代には脳を皮鞣しに使ったことがわかる。また、養老厩牧令、官馬牛死条に「凡官馬牛死者、各取皮脳角胆。若得牛黄者別進。」という規定があり、その規定に対して、令義解には「脳者。馬腦也。胆者。牛胆也。」と注釈されている。これは、官の馬牛が死んだ場合、共に皮をはぎ、馬の場合には脳を、牛の場合には角と胆嚢を取れと規定したものである。この脳の用途も皮鞣し剤としての可能性が強いだろう。また大腿骨にみられる解体痕は、前出の養老厩牧令の「凡因公事。乗官私馬牛。以理致死。証見分明者。並免徵。其皮突。所在官司出売。送価納本司。」という規定にしたがって、皮を剥いだ後、肉を取る際につけられたものと思われる。この城山遺跡出土のウマも、官私の区別は困難ではあるが、死んだ後に、厩牧令の規定どおりの処理がなされた可能性が強いといえよう。このように遺跡



城山遺跡出土のウマの頭蓋骨

から出土した動物遺存体の分析結果と、古文献の照合によって、古代における死んだ馬牛にたいする処理、特に皮革利用技に関して新しい観点を設ける事ができた。

(松井 章)